

別表第1 費用対効果分析により採択する施設整備事業

対象事業名
1 畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥保管施設整備リース事業（総事業費が5千万円以上のものに限る。）
2 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 新規参入円滑化対策事業
3 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち （1）食肉等流通合理化施設整備事業 （2）肉豚生産基盤改善対策事業のうち ア 養豚施設等総合整備事業（機器整備に係るものを除く。） イ クランブル飼料製造施設整備事業
4 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）
5 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）
6 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち 集合搾乳施設整備事業

注：1は平成26年度まで、2～3は平成27年度までの事業であり、1は平成30年度、2は平成33年度、3は平成31年度まで事後評価の対象となっている。

別表第2 年総効果額算出方法

評価対象事業名	年総効果額の算出方法
<p>1 畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥保管施設整備リース事業（総事業費が5千万円以上のものに限る。）</p>	<p>年総効果額＝堆厩肥生産量増加効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋廃棄物処理費節減効果額</p>
<p>2 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 新規参入円滑化対策事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額）＋生産環境改善効果額</p>
<p>3 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち (1) 食肉等流通合理化施設整備事業 (2) 肉豚生産基盤改善対策事業のうち</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>
<p>ア 養豚施設等総合整備事業（機器整備に係るものを除く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆きゅう肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額）＋生産環境改善効果額</p>
<p>イ クラブル飼料製造施設整備事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋畜産関連経営体所得向上効果額＋労働時間削減効果額＋生産環境改善効果額</p>
<p>4 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>

評価対象事業名	年総効果額の算出方法
化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）	
5 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）	$\begin{aligned} \text{年総効果額} = & \text{畜産関連経営体所得向上効果額} + \text{堆厩肥生産量増加効果額} \\ & + \text{労働時間削減効果額} + \text{地域生活環境改善効果額} \\ & (\text{衛生水準向上効果額、水質改善効果額}) + \text{生産環境改善効果額} \\ & + \text{地域雇用創出効果額} \end{aligned}$
6 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち 集合搾乳施設整備事業	$\begin{aligned} \text{年総効果額} = & \text{畜産経営体所得向上効果額} + \text{堆厩肥生産量増加効果額} \\ & + \text{労働時間削減効果額} + \text{地域生活環境改善効果額} \\ & (\text{衛生水準向上効果額}) + \text{生産環境改善効果額} \end{aligned}$

別表第3 コスト分析により採択する施設整備事業の基準

対象事業名	項目	基準額
<p>1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業（税抜き）</p> <p>災害緊急支援対策事業（税抜き）</p>	<p>a：電気牧柵（ソーラー式、ポリワイヤー2段張り）</p> <p>b：牧柵（有刺鉄線3段張り）</p> <p>c：簡易給水施設</p> <p>d：簡易牛舎</p> <p>e：施設の改造に必要な資材の支給</p> <p>a：簡易牛舎</p> <p>b：施設の補改修に必要な資材の支給</p>	<p>120,000円+220円/m</p> <p>600円/m</p> <p>120,000円/式</p> <p>20(23)千円/m²</p> <p>10千円/m²</p> <p>20(23)千円/m²</p> <p>10千円/m²</p>
<p>2 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業及び食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものに限る。）（税抜き）</p> <p>家畜市場機能高度化等施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策に限る。）（税抜き）</p>	<p>a：ナイフ消毒槽</p> <p>b：手洗器（ナイフ消毒槽一体型）</p> <p>家畜隔離所</p>	<p>220千円/台</p> <p>400千円/台</p> <p>35(42)千円/m²</p>
<p>3 酪農経営支援総合対策事業のうち</p>		

対象事業名	項目	基準額
乳用後継牛緊急確保事業（税抜き）	a：簡易牛舎 b：施設の改造に必要な資材の支給	20(23)千円/m ² 10 千円/m ²
災害緊急支援対策事業（税抜き）	a：簡易牛舎 b：施設の補改修に必要な資材の支給	20 (23) 千円/m ² 10 千円/m ²
4 養豚経営安定対策 補完事業のうち 災害緊急支援（税抜き）	a：簡易豚舎 b：施設の補改修に必要な資材の支給	20 (23) 千円/m ² 10 千円/m ²
5 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち 労働負担軽減事業（税抜き）	施設整備のうち建築面積の増加部分 a：乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。） b：飼料原料保管施設等（附帯設備を除く。） c：飼料調製施設（附帯設備を除く。） 機械導入（附帯部分を除く。） a：搾乳ロボット（1ボックスタイプ） b：搾乳ユニット搬送レール （a）自動式（自動搬送装置1台、自動離脱装置2台）	成牛用 45 千円/m ² 哺育育成用 45 千円/m ² 45 千円/m ² 50 千円/m ² 30,000 千円/台 1,600 千円/式 700 千円/台

対象事業名	項目	基準額
	(b) 手動式（自動離脱装置 1 台）	24,000 千円/台
	c : 自動給餌器（フィーダー 本体・吊下式）	9,000 千円/式
	d : レール式哺乳ロボット（哺乳機 1 台、カーフレール 2 台）	600 千円/台
	e : バーンスクレーパー（スクレーパー本体 1 台）	

注 1 : 1、3 及び 4 の事業の基準額の括弧内は、地域の実情等やむを得ない事由により、基準額（20 千円/m²）を超えて施工する必要があるとして、都道府県知事との協議を経て理事長が認めた場合に適用される額である。

2 : 2 の事業の基準額の括弧内は、特別地域に適用される額である。

なお、特別地域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第 2 条により指定された地域、②離島振興法第 2 条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。）のいずれかに該当する地域をいう。

別表第 4 施設整備事業以外の事業

施設整備事業以外の事業
別表第 1 の事業及び B S E 関連対策の事業を除く全ての畜産業振興事業

注 : B S E 関連対策の事業とは、以下のものをいう。

畜産副産物適正処分等対策事業のうち畜産副産物有効活用整備事業（うち畜産副産物分別処理等施設整備）

別表第 5 施設整備事業以外の事業のコスト分析基準

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
各事業共通経費	a : 会場借料	会議等 1 回 1 日及び参加者 1 人当たり 1,500 円
	b : 講師謝金	1 時間当たり 7,900 円 (大学教授級)

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
	c：委員等謝金	1日当たり 7,900円(本省課長補佐級)
	d：旅費	機構が別に定める留意事項の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについては事業実施主体等の定める規程に基づき算定した額
	e：原稿料	400字当たり 1,500円
	f：アルバイト賃金	1日当たり 9,500円 ※ ただし、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき、上記の金額の範囲内で設定すること。
	g：システムエンジニア	1日当たり 38,500円
	h：プログラマー	1日当たり 34,100円

別表第6 環境と調和のとれた農業生産活動規範の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業 肉用牛繁殖経営支援事業 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 養豚経営安定対策事業 酪農経営支援総合対策事業

肉用牛経営安定対策補完事業 養豚経営安定対策補完事業 畜産高度化支援リース事業 畜産経営環境対応強化緊急対策事業 畜産特別支援資金融通事業 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 国産乳製品等競争力強化対策事業
--

別表第7 飼料自給率向上対象事業

対 象 事 業 名
肉用牛経営安定対策補完事業

別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 養豚経営安定対策事業 酪農経営支援総合対策事業 肉用牛経営安定対策補完事業 食肉流通改善合理化支援事業 養豚経営安定対策補完事業 畜産高度化支援リース事業 畜産経営環境対応強化緊急対策事業 畜産特別支援資金融通事業 家畜防疫互助基金支援事業 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 国産乳製品等競争力強化対策事業

別表第9 事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となる場合の報告代替措置の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業

対 象 事 業 名

肉用牛繁殖経営支援事業
肉用牛肥育経営安定特別対策事業
養豚経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業のうち
 乳用後継牛緊急確保事業
 酪農経営安定化支援ヘルパー事業
 乳用牛改良増殖推進事業
肉用牛経営安定対策補完事業のうち
 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業
養豚経営安定対策補完事業
畜産特別支援資金融通事業
畜産副産物適正処分等推進事業のうち
 肉骨粉適正処分対策事業
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
国産乳製品等競争力強化対策事業のうち
 国産チーズ生産奨励事業